

常総市菅生・大塚戸地区防災計画

2022年7月

菅生・大塚戸地区自主防災連絡協議会

目次

1. はじめに	1
(1) 目的	1
(2) 組織編制と作成主体	2
2. 地区の特性	4
(1) 自然特性	4
(2) 社会特性	4
(3) 災害特性	
3. 地区住民等の役割	6
(1) 地区住民の役割	6
(2) 事業者の役割	7
(3) 連絡協議会の役割	7
4. 日頃の備え	8
(1) 防災知識の普及・啓発	8
① 普及・啓発事項	8
② 普及・啓発方法	9
③ 実施時期	9
(2) 災害に備えた家庭での取組み	10
(3) 地域全体が課題について話し合う	11
(4) 防災訓練の実施	
① 訓練の種類	11
② 訓練実施計画	11
③ 訓練の時期と回数	12
(5) 災害時要配慮者の把握、避難支援体制	
① 災害時の支援の仕組みづくり	12
② 災害時の要配慮者の避難訓練の実施	12
5. 地区災害対策本部の活動	13
(1) 菅生・大塚戸地区災害対策本部の設置	
① 地区本部の構成	
② 地区本部の設置	

(2)	地区本部の活動	13
(3)	災害時の動員・連絡体制	13
(4)	情報の収集・伝達	14
(5)	災害時における情報収集・伝達の流れ	
①	地震の場合	
②	風水害の場合	16
(6)	安否確認	17
①	災害発生時の情報収集	17
②	災害発生時の避難支援活動	17
③	在宅避難者の把握	17
(7)	避難所運営	17
(8)	地区本部の解散	18
6.	他組織との連携	19
7.	防災マップ	20
8.	参考資料	21

1. はじめに

(1) 目的

災害時には近隣住民が連携を密にし、課題の解消や大規模災害時への対応に備えるとともに、消防団をはじめとする様々な地域活動団体との連携を図りながら、地域のすべての力を集結した取組みを進めることが重要である。

また、生活様式の変化や高齢化社会において住民の自主防災組織への参加意識を高め、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化等が必要でもある。

そこで、当地区では、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や事業者等、地域自らが対応できる体制をつくることを目的に本計画を作成するものである。

(2) 組織編制と作成主体

組織編制は、以下の組織図（図1）のとおりとする。計画の作成は、地区防災連絡協議会役員と自治区長にて検討を行う。計画に修正が必要となった場合は、次の手続きにより修正する。

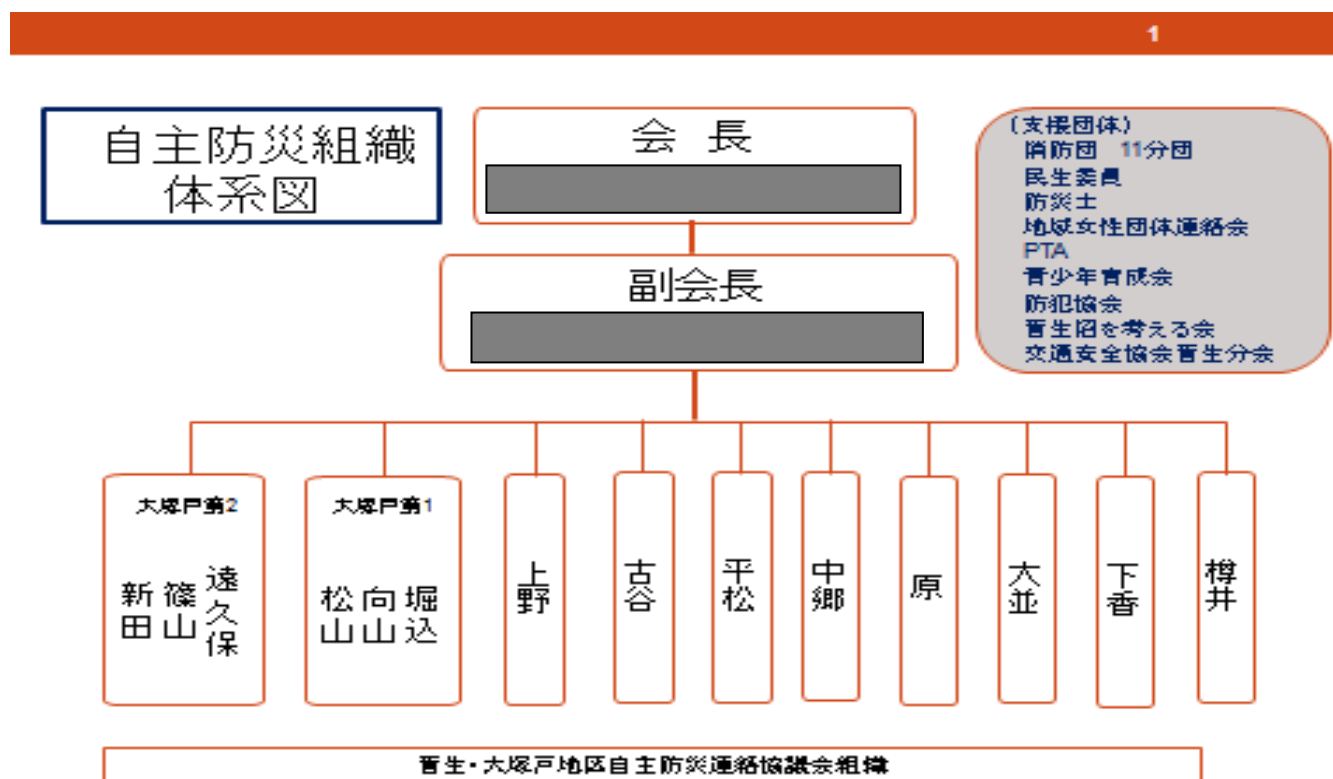


図1 組織編制図

2-1 計画内容に影響のない修正（誤字，脱字や法令等の引用条文）

会長および副会長による役員により修正し，会議へ報告する。

2-2 計画内容が変更を伴う修正

役員及び自治区長により会議へ付議した上で修正する。

2. 地区の特性

(1) 自然特性

菅生・大塚戸地区は、常総市の南西部に位置し、西側に菅生沼が流れ、東側及び南側には田園地帯が広がる地形にあります。

民家は比較的高台にあり、浸水被害は少ない地域です。

(2) 社会特性

菅生・大塚戸地区の人口は、令和4年4月1日現在
3,179人（男1,660人 女1,519人）1,189世帯。

高齢化率*は37.1%

*菅生地区の65歳以上の人口は、1,178人。地区住民全体の37.1%に当たり、この割合を「高齢化率」と呼んでいます。

(3) 災害特性

水害時は、利根川の増水による浸水が想定される地域があり、菅生沼沿いに広がる稲作地帯にも大きな影響が考えられる。

震災時は、茨城県南部地震により最大震度6強の想定がされており、市内でも以下の被害予測がでていることから、当地区においても事前予防対策を強化する必要がある。

茨城県南部の地震による本市における想定震度及び想定被害

		冬深夜	夏12時	冬18時
最大震度		6強		
建物被害 [棟]	全壊・焼失	314棟	304棟	620棟
	半壊	2,476棟	2,476棟	2,476棟
人的被害 [人]	死者数	16人	7人	12人
	負傷者数(うち重傷者数)	322人(20人)	171人(13人)	234人(19人)
ライフライン被害 (直後) [%]	電力(停電率)	92%		
	上水道(断水率)	96%		
	下水道(機能支障率)	92%		
	都市ガス(供給停止率)	100%		
	固定電話(不通回線率)	92%		
避難者 [人]	当日	3,622人	3,607人	4,093人
	1週間後	5,327人	5,312人	5,782人
	1ヶ月後	3,201人	3,186人	3,676人
災害廃棄物 [トン]	災害廃棄物量	129,488トン※		

※ 県被害想定をもとに、災害廃棄物対策指針の発生原単位を用いて算出

出典 常総市地域防災計画

3. 地区住民等の役割

(1) 地区住民の役割

①「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち，防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し，各個人や自主防災組織とともに防災行動力の向上に努め，災害に強い住民と地区を形成する。

②災害に対する備えを怠らず，住居や所有する工作物等の安全性を確保するとともに，非常時に対する最低限の備蓄（3日分以上）及び非常持出品の準備など「自助」の取組みを実施する。

③災害時には，共助のもとに協力し助け合い，情報の把握，避難行動要支援者等の支援に努め，避難にあたっては冷静かつ積極的に行動する。

④自主防災活動に参加し，体制等の整備や防災啓発に協力するとともに，災害時には地域の活動が円滑に行えるよう「共助」の取組みを実施する。

⑤その他，市や防災関係機関の活動に協力をする。

(2) 事業者の役割

- ① 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一時避難のための3日以上の備蓄の確保、初期消火、救出・救護等の資機材の整備、従業員の安否確認および従業員家族との連絡手段の確保に心がける。
- ② 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民や自主防災組織等と連携して地区の防災活動に取り組むよう努める。
- ③ できるかぎり地域避難者の一時待避場所の提供に努める。
- ④ その他、市や防災関係機関の活動に協力をする。

(3) 連絡協議会の役割

役職	平常時	災害時
会長	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関と連絡調整・ 訓練等の計画実施	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内情報収集・ 関係機関と連携調整・ 組織的活動の指揮
副会長	会長の補佐	
自治区長 防災担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 防災啓発活動、情報伝達訓練等の準備・ 災害時の要配慮者の把握と支援の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 被害状況等情報収集・ 住民へ情報伝達・ 自治区住民の安否確認の実施

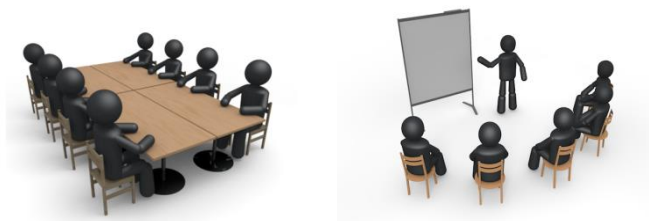
4. 日頃の備え

(1) 防災知識の普及・啓発

地区連絡協議会は、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

① 普及・啓発事項

- ・ 防災組織及び地区防災計画に関すること。
- ・ 地震，火災，風水害等についての知識に関すること。
- ・ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ・ 災害発生72時間における活動の重要性に関すること。
- ・ 防災備蓄に関すること。
- ・ 住宅や工作物の安全対策に関すること。
- ・ 災害に備えるための保険制度等の加入に関すること。
- ・ その他防災に関すること。



② 普及・啓発方法

- ・パンフレット，リーフレット，チラシ等の配布
- ・講演会等の開催
- ・パネル等の展示
- ・防災マップの作成
- ・マイ・タイムラインの作成
- ・コミュニティ・タイムラインの作成

③ 実施時期

水防強化月間（6月）や防災月間（9月）の防災関係行事の行われる時期に実施するほか，市や地元が主催する各種イベント等の機会に合わせ，効率よく実施する。



(2) 災害に備えた家庭での取り組み

日頃から家族で話し合う場を設け、わが家の防災ガイドブックや洪水ハザードマップを参考に安全対策や避難の方法、緊急時の連絡手段等、逃げキットなどを活用しあらかじめ決めておく。

また、非常持出品や防災用具の点検・補充を随時実施する。



図3 ガイドブック表紙と洪水ハザードマップ（鬼怒川版）

(3) 地域全体が課題について話し合う

地域の具体的な課題と対策について話し合いの場、及び計画の検証の場を年間1～2回実施する。

話し合われた内容は、防災訓練に反映する。

(4) 防災訓練の実施

大規模災害に備え、情報の収集・伝達、安否確認、災害時の要配慮者等迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

① 訓練の種類

- ・ 安否確認訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 救出・救護訓練
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 図上訓練（DIG/HUG）など



② 訓練実施計画

訓練の実施に際し、市の防災訓練に共同参画することや市の

防災訓練や他の行事と同時開催するなど、参加しやすい計画に努める。

③ 訓練の時期と回数

訓練にあっては、年1回以上開催するものとし、防災強化月間（6月や9月）に実施するよう努める。

（5）災害時要配慮者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者や障がい者その他の特に配慮する者などに対する適切な応急対応や救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティ形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、災害時配慮者の支援体制づくりは自治区における自主防災組織や民生委員やケアマネージャーと連携に努める。

① 災害時の支援の仕組みづくり

災害時に円滑かつ効果的な避難支援の仕組みを検討決定する。

② 災害時の要配慮者の避難訓練の実施

避難支援の仕組みに基づき、全体訓練と合わせて避難訓練を実施する。

5. 地区災害対策本部の活動

(1) 菅生・大塚戸地区災害対策本部の設置

① 地区本部の構成

菅生・大塚戸地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）

は、協議会会長が総括する。

② 地区本部の設置

地区本部は、常総市で「震度5強」以上の地震または、警戒レベル3（大雨・洪水警報）が発表された場合や、地区に甚大な被害が想定される場合に招集し、菅生公民館に地区本部を設置する。

(2) 地区本部の活動

地区本部は、菅生・大塚戸地区内の被害情報等の収集および災害時要配慮者の避難支援を行うとともに安否確認し、関係機関と連絡・調整を行う。

(3) 災害時の動員・連絡体制

地区本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、

状況により動員が必要と認められるときは、各自治区に対して
動員の依頼を行う。

(4) 情報の収集・伝達

地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防
災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を
行う。

収集した情報の伝達は、「いつ、どこで、なにが（だれが）、
どうして、どのように」簡潔明瞭に行うよう努める。

(情報収集)

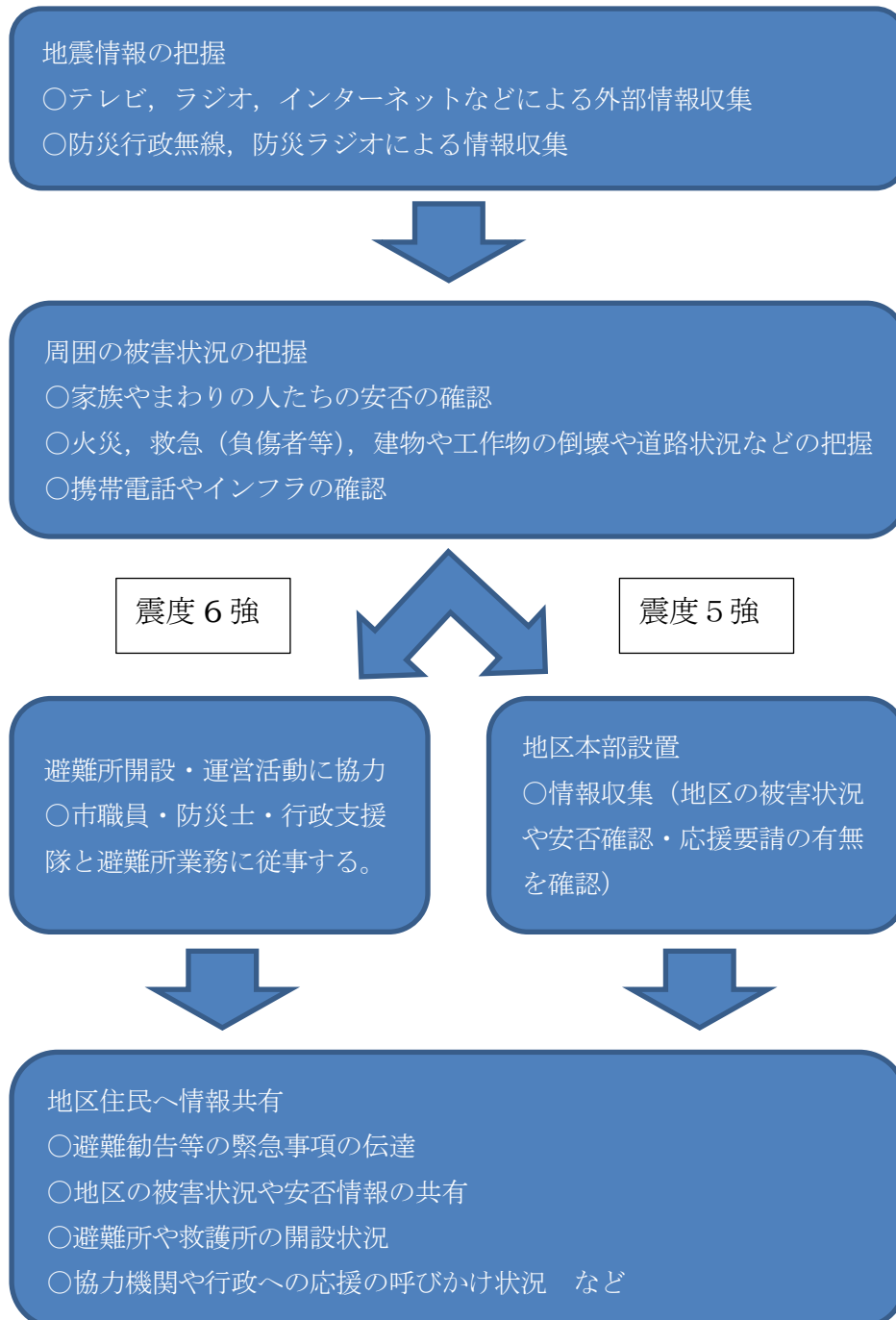
テレビ、ラジオ、インターネット、電話、メール、SNS、
防災行政無線、防災ラジオ

(情報伝達)

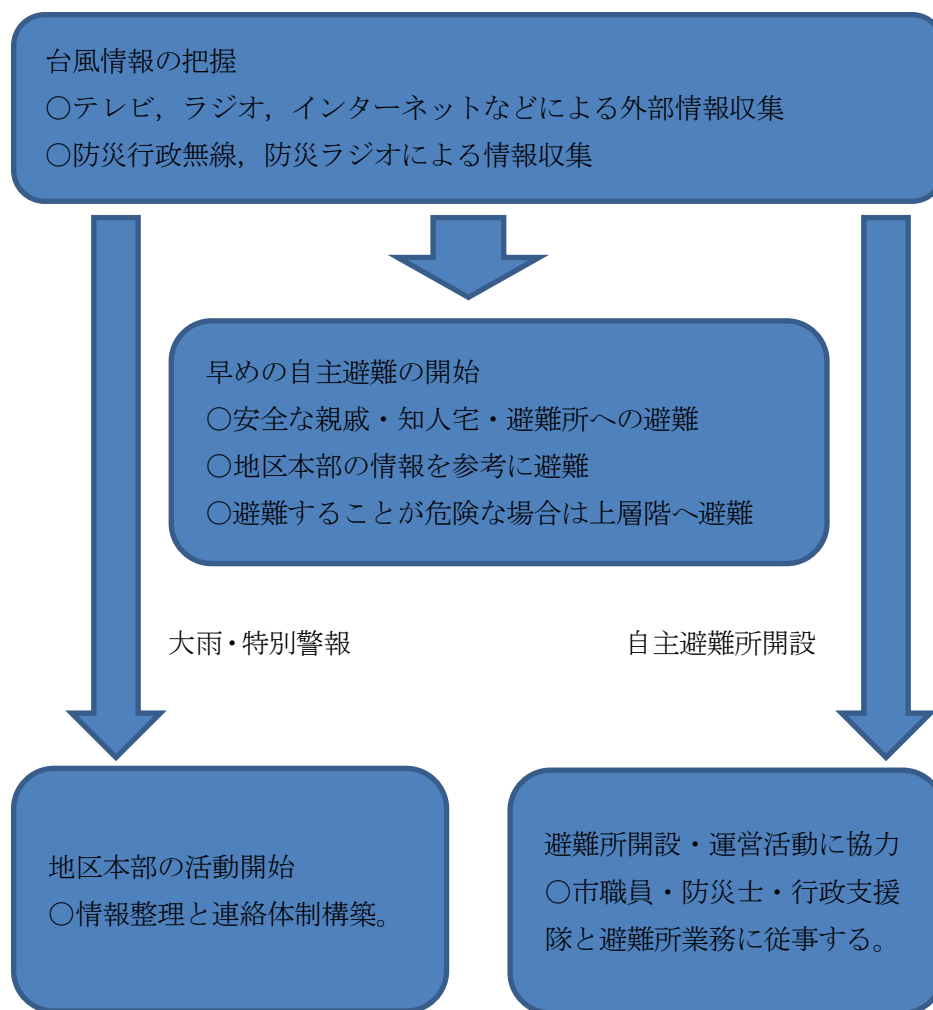
電話、メール、ショートメール、FAX など

(5) 災害時における情報収集・伝達の流れ

① 地震の場合



②風水害の場合



【市が発令する避難に関する情報】

レベル	種類	行動内容
警戒レベル3	高齢者等避難	「避難に時間を要する方」「避難に際して介助が必要な方」は、家族や隣近所の方と協力して避難行動を開始する。 あらかじめ決めておいた避難先へ、避難を開始する。
警戒レベル4	避難指示	非常に危険な状態のため、できるだけ安全な経路で大至急避難する。(全員避難) 避難が困難な場合は、2階以上の部屋へ避難するなど命を守る行動を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

※警戒レベル3以上は、防災行政無線のサイレン吹鳴が行われる。

(6) 安否確認

① 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合は、安全が確保される範囲において、各自治区ごとに主体的に安否確認を行い、地区本部に報告をして、協議会全体で情報を共有するものとする。

② 災害発生時の避難支援活動

地区本部は災害発生から概ね2日を目途に、地区住民の安否確認や避難支援等の支援活動を行うこととする。

特に、避難行動要支援者に関しては民生委員やケアマネージャーと情報を共有し、地区本部は市や協力機関とともに支援体制を強化する。

③ 在宅避難者の把握

在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、避難所運営本部及び市災害対策本部と協力し、在宅避難者への支援を行う。

(7) 避難所運営

避難所開設や運営活動に協力し、避難所の生活運営を円滑に行うことに努める。

(8) 地区本部の解散

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは応急対策が概ね終了したと認められる場合は、地区本部を解散する。

6. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、関係機関や災害ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図るものとする。

市の支援体制を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機管理課や関係機関の指導，助言を求めるとともに，協力関係の強化に努める。 ・ 補助金の活用や市主体の訓練やイベントに積極的に参画し協力体制を築く。
事業所や他団体との連携・協力体制の構築	<p>主に平時の日中の時間帯対応を主として，地域にある事業所との協力関係の構築に努める。</p> <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練への参加呼びかけ ・ 意見交換会などワークショップの開催 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業へ応援要請 ・ 事業所の保有する資機材の施設の活用を要請する。
避難所での協力体制	<p>同一避難所に避難する施設管理者や市職員等とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深め，避難所開設運営訓練を行う。地区本部においても，運営本部立ち上げにあたり、あらかじめ役割の明確に努める。</p>
協力を依頼する方々との取り決め	<p>医療関係者，民生委員・児童委員，建設業従事者，その他特殊技能者，アマチュア無線や手話通訳，救急救命士などの有資格者，ボランティア団体など，災害時に協力を依頼することが考えられる方，特に地区内の人材とあらかじめ支援内容について取り決めを行う。</p>

7. 防災マップ

防災まちあるきを実施し、災害時に菅生・大塚戸地区に必要な対応（目的）に応じて、危険箇所を避けた対応行動と、活用資源の情報を地図に整理した。

8. 参考資料

1. 検討経過

会議名称	開催年月	協議内容
会長宅素案説明	令和3年11月11日	規約・計画素案説明
第1回結成準備会	令和3年11月20日	内容検討等
第2回結成準備会	令和4年6月1日	規約・防災計画最終校正 発会式次第検討
第2回結成準備会	令和4年6月22日	規約・防災計画最終校正 発会式次第検討
連絡協議会発会式	令和4年7月30日	

2. 改定履歴

版	発行日	改定内容
第1版	令和4年7月1日	
	令和 年 月 日	

3. 結成準備会名簿

自治区名	役職・氏名 ※令和4年度時点
会長	
副会長	
副会長	
下香	
樽井	
大並	
原	
中郷	
平松	
古谷	
上野	
堀込・向山・松山	
遠久保・篠山・新田	
各団体	消防団・民生委員・防災士・地域女性団体連絡会・PTA
//	青少年育成会・防犯協会・菅生沼を考える会・交通安全協会菅生分会

※上記名簿掲載者は、計画内容の改定審議や訓練にあたっては、積極的に参画・助言できるものとする。ただし、修正手続き等については、P.3に基づくものとする。